

資料 2 - 1 (【条例】罰則規定新設に伴う改正)

軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例 平成22年 6 月25日 条例第10号	○軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例 平成22年 6 月25日 条例第10号
第 1 条から第15条まで 略	第 1 条から第15条まで 略
<u>(命令)</u>	
<u>第16条 町長は、土地利用行為者が前条（第 3 号を除く。）の規定による勧告に従わないときは、当該土地利用行為者に対して、当該土地利用行為を停止し、又は相当の期限を定めて当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。</u>	
(公表)	(公表)
<u>第17条 町長は、第15条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に<u>従わない</u>ときは、その旨を公表することができる。</u>	<u>第16条 町長は、<u>前条</u>の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に<u>応じない</u>ときは、その旨を公表することができる。</u>
2 略	2 略
<u>第18条及び第19条 略</u>	<u>第17条及び第18条 略</u>
<u>(罰則)</u>	
<u>第20条 第16条の規定による命令に違反した者は、6 月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</u>	
<u>(両罰規定)</u>	
<u>第21条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。</u>	
以下 略	以下 略